

諸外国の年金基金（運用組織）の ガバナンスについて

厚生労働省年金局
平成26年11月10日

諸外国の年金基金(運用組織)のガバナンスについて

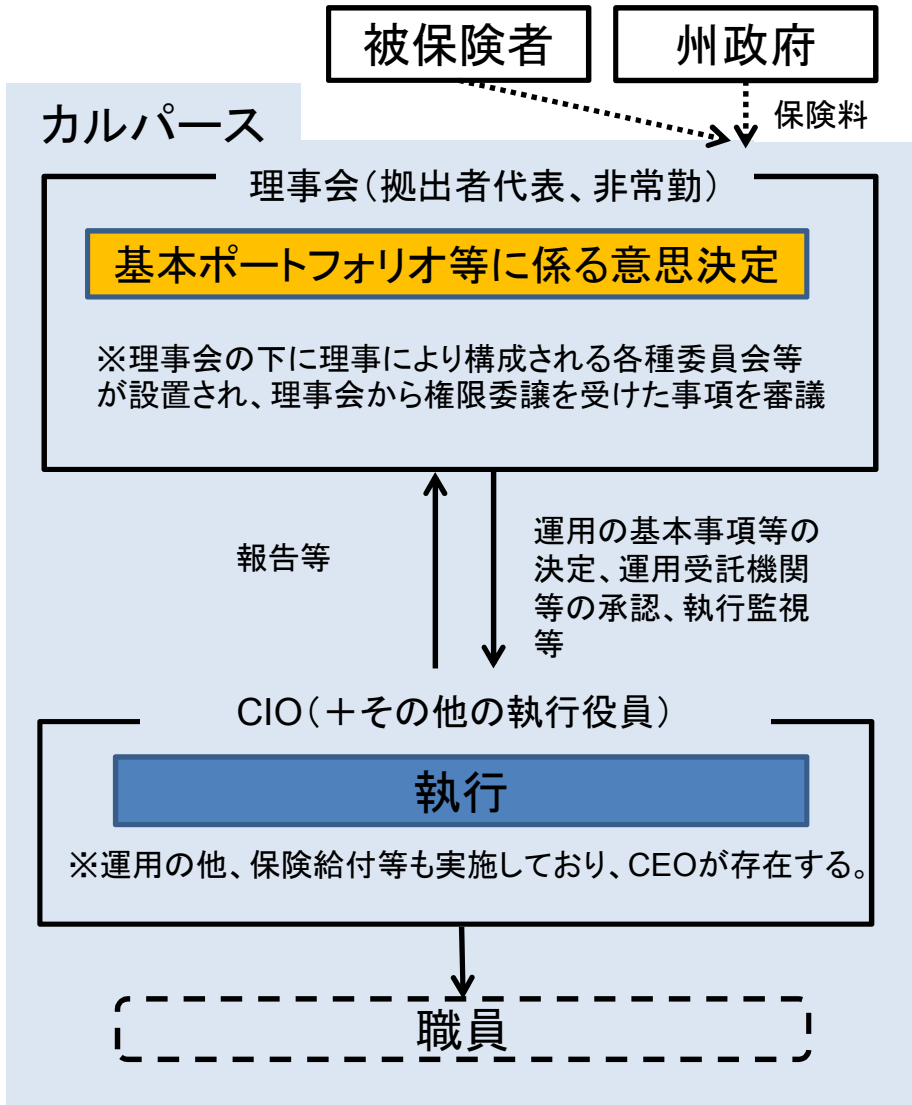
① 諸外国の主な公的年金基金のガバナンスについて

名称	米国	カナダ	韓国	スウェーデン	オランダ	オーストラリア
年金制度	カリフォルニア州職員退職制度 (被保険者はカリフォルニア州の公務員等、積立方式)	カナダ年金プラン (保険者は連邦及び州。被保険者は一般国民(ケベック州を除く)、賦課方式)	国民年金制度 (保険者は政府。被保険者は一般国民、賦課方式)	公的年金 (保険者は政府。被保険者は一般国民、賦課方式)	オランダ公務員職域年金(ABP)(被保険者は、公務員等積立方式、2階建部分(職員年金))	退職年金保障制度(労使の拠出による個人口座による退職年金積立)
積立金の運用の実施機関	カルパース (カリフォルニア州職員退職制度)	カナダ年金プラン投資理事会 (CPPIB、公法人)	国民年金サービス(NPS、公法人)	国民年金基金(中央行政庁、AP1~4(原資を異にするAP6が別途存在))	APG(ABPの子会社)	スーパーファンド(信託の一形態)。企業別、産業別、公共部門等に分かれ、全国で500程度
資金規模	約30兆円 (平成26年3月末)	約20兆円 (平成26年3月末)	約43兆円 (平成25年12月末)	約17兆円(AP1~AP4合算) (平成25年12月末)	約44兆円 (平成25年12月末)	資産額50億豪ドル以上のスーパーファンドが6割強
年金制度(保険者)と運用実施機関の関係	年金給付業務等に併せ、年金制度運営者が自らその積立金を管理運用	財政責任を負う連邦財務大臣等と別に、運用に特化した特別の法人を設立し管理運用	保険者である保険福祉部長官が管理運用することとされ、実際の運用は年金給付業務を行う公法人であるNPSに委託	年金にかかる行政事務の実施機関(中央行政庁)が、徴収、給付、運用と分かれており、賦課方式部分の運用はそれぞれのAP基金が担当	ABPが子会社APGを通じて運用	信託関係
運用の基本事項等の決定	年金制度を運営するカルパースが理事会で決定	連邦財務省等の財政検証を基に、運用機関であるCPPIBが理事会で決定	保険福祉部長官が、国民年金基金運用委員会の議により、決定(毎年の運用計画については、国会等の議を経て大統領が承認)	それぞれのAP基金が、理事会で決定	保険者であるABPが、理事会で3年間の戦略的投資計画(現在2013-2015)を決定	理事(受託者)がDC等のメニューを決定し、個人が選択(個人口座制)
基本事項に係る意思決定機関のメンバー	・理事会は、雇用者である州政府を含め拠出者代表である理事(非常勤)から構成(加入者代表6名、知事等による任命3名、州政府等4名) ・別途、理事のみからなる投資、報酬、監査等の委員会が存在	・カナダの様々な地域からの代表となるよう、かつ、金融等の能力を持つ者が十分確保されるよう指名された12名の理事(非常勤)から構成 ・別途、理事のみからなる投資、監査等の委員会が存在	・独任制の大臣に対する諮問機関の委員(非常勤)は、政府、雇用主・従業員・自営業者代表、年金専門家の20名からなり、20名中、雇用主、従業員、自営業者の代表は12名	・それぞれ、政府により指名された9名の理事(非常勤)により構成 ・積立金運用について専門性を有する者のうちから政府が任命。また、9名のうち、4名は労使の推薦(各2名)に基づく	理事会は、雇用主代表6名、被用者代表6名及び独立した議長(13名の理事(非常勤)から構成。(オランダ年金基金法の施行により、年金受給者代表を追加等の見直しあり)	理事(受託者)は労使同数の代表から構成(1993年退職年金保障制度産業監督法パート9による)
日常執行業務	CEO(最高経営責任者)と別に、CIO(最高投資責任者)がおかれ、その下で執行	理事会により、日常執行業務を行うCEO等が任命され、その下で運用を実施	NPSのCEOとは別に、NPF運用センターを所掌するCIOがおかれ、その下で執行	常務理事(マネージングディレクター)又はCEOが選出され、その下で執行	運用子会社であるAPGで実施	理事会の下でCEO等が加入者の口座管理等を実施(医療・介護業スーパーファンドの場合)
運用実施機関等の職員数	約270名(運用部門職員数) (平成23年9月末)	1,000名(平成26年3月末)	投資部門の人員199名(平成25年12月末)	213名(AP1~AP4合算)(平成25年12月末)	約650名(APGのアセットマネジメント部門の人員数) ABPの人員27名	—

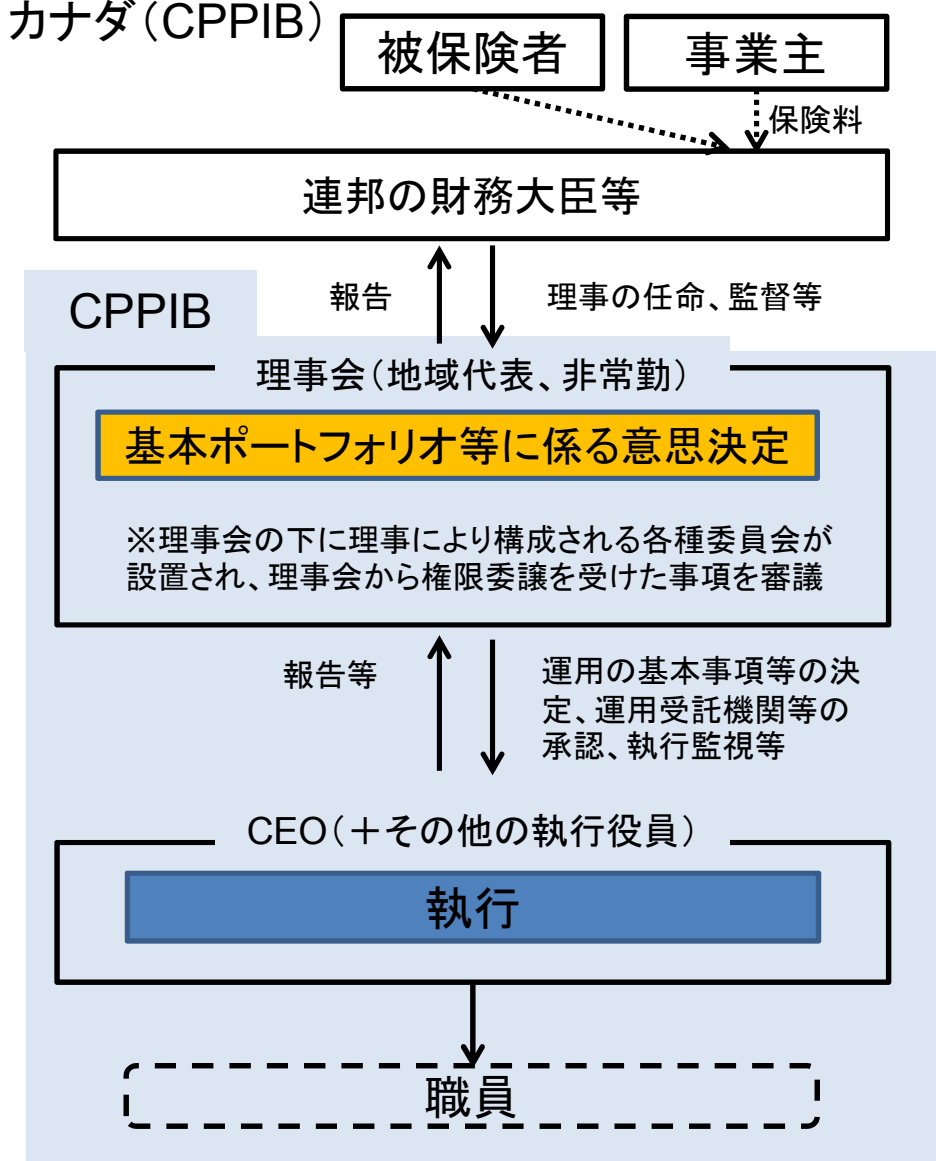
諸外国の年金基金(運用組織)のガバナンスについて

②諸外国の公的年金基金のガバナンス体制図

米国(カルパース)



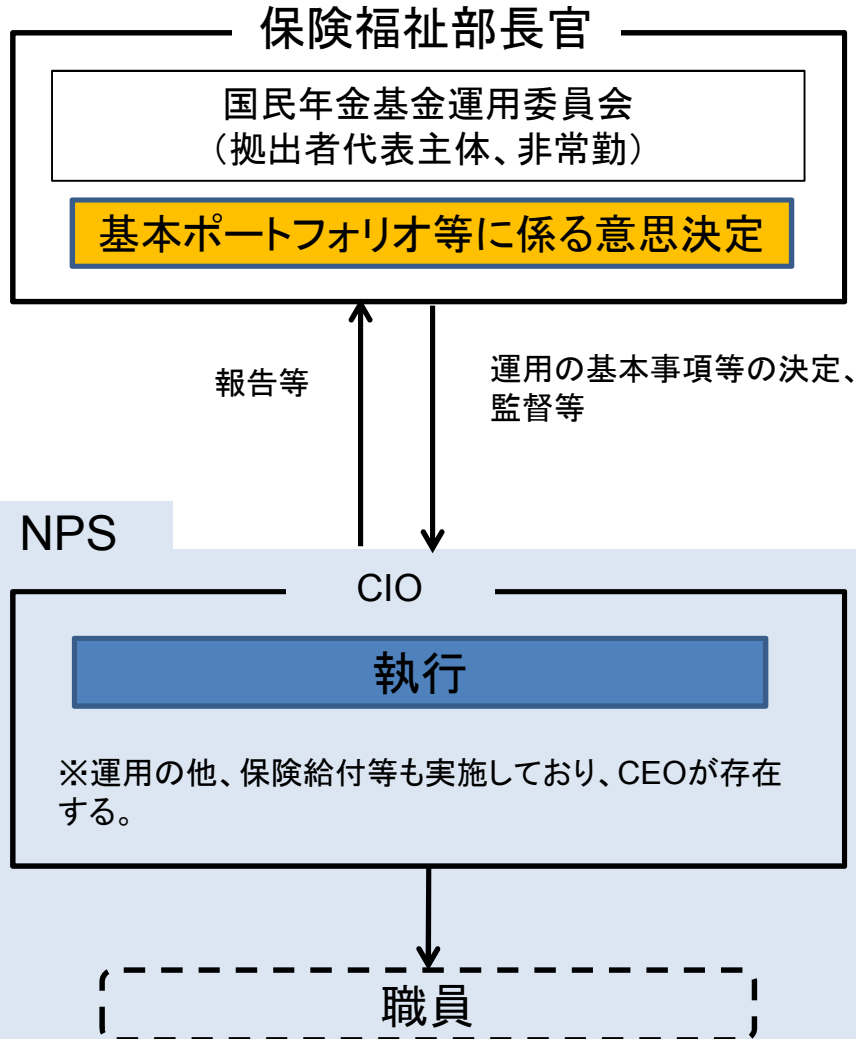
カナダ(CPPIB)



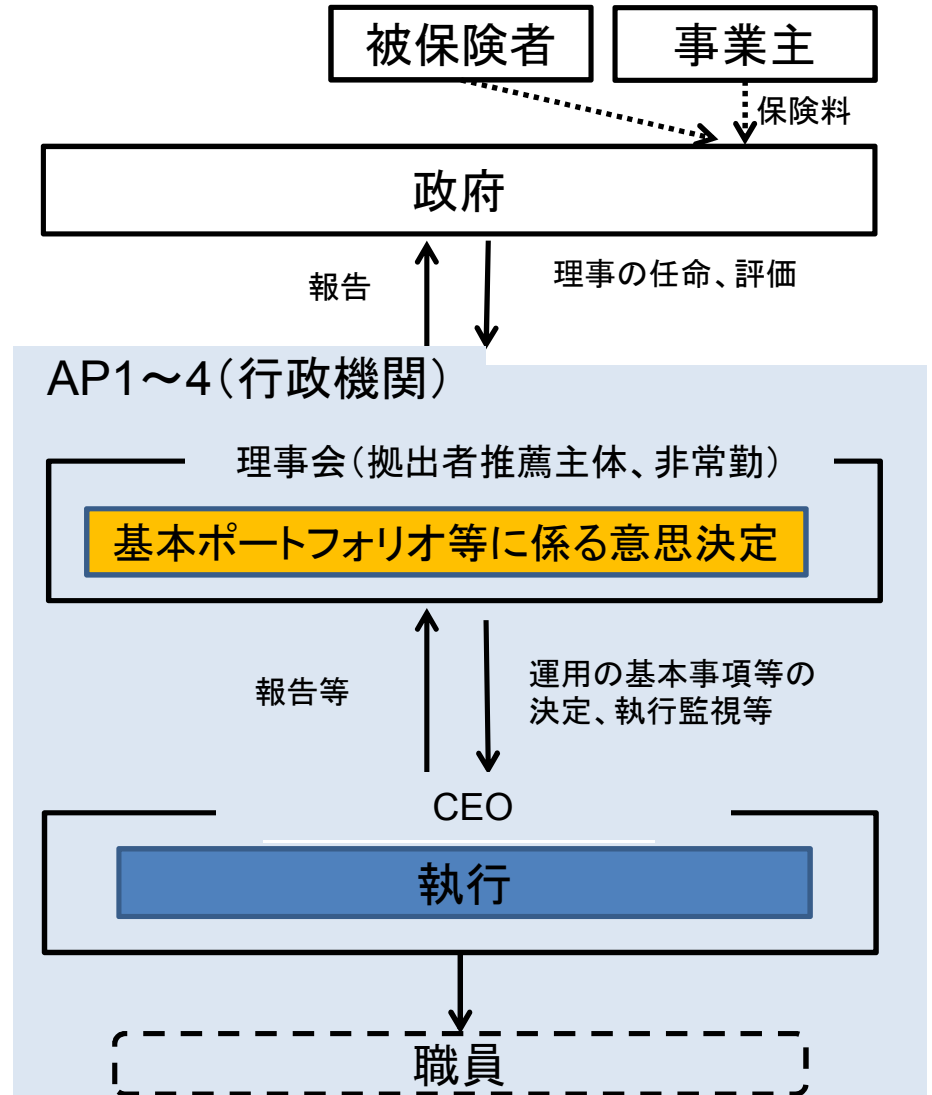
諸外国の年金基金(運用組織)のガバナンスについて

③諸外国の公的年金基金のガバナンス体制図

韓国(NPF)



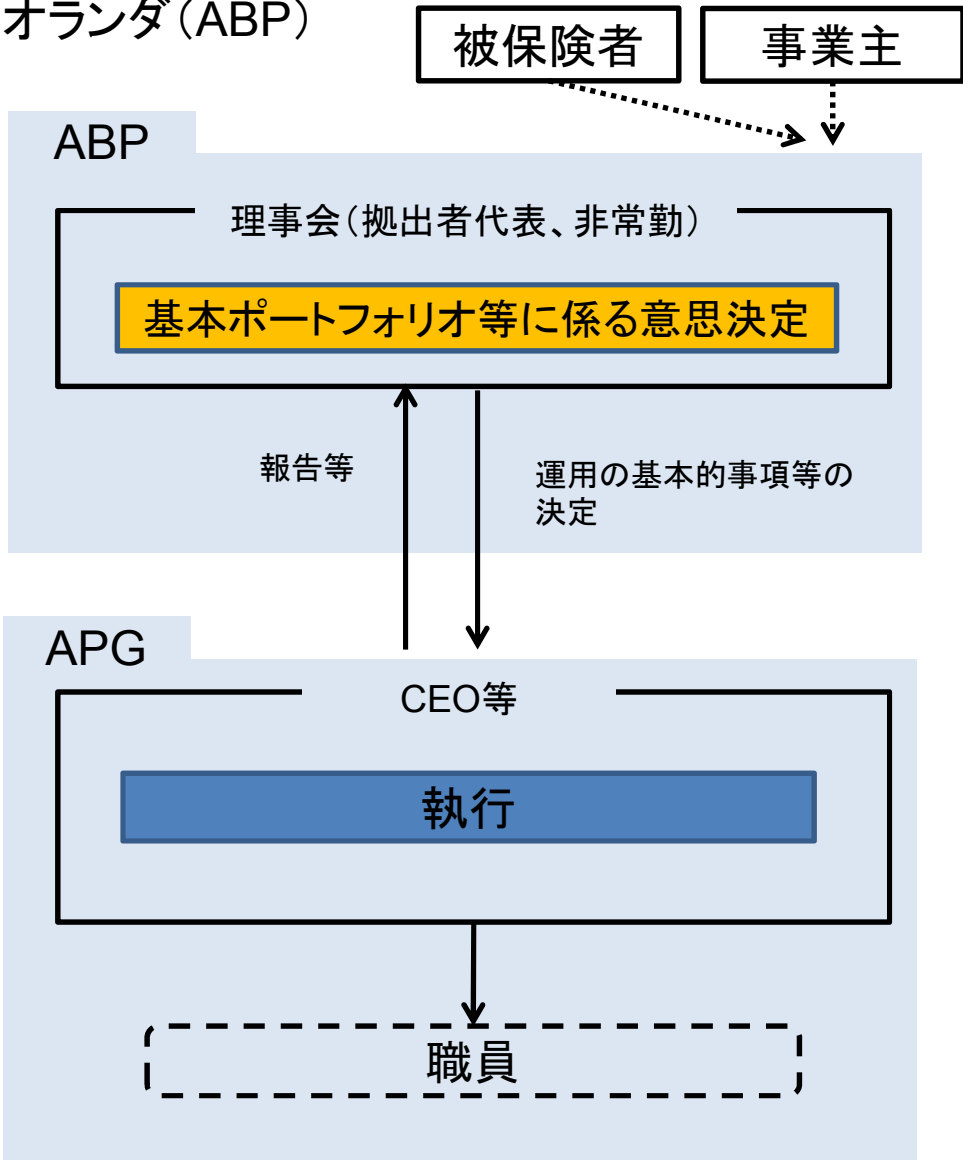
スウェーデン(AP1~4)



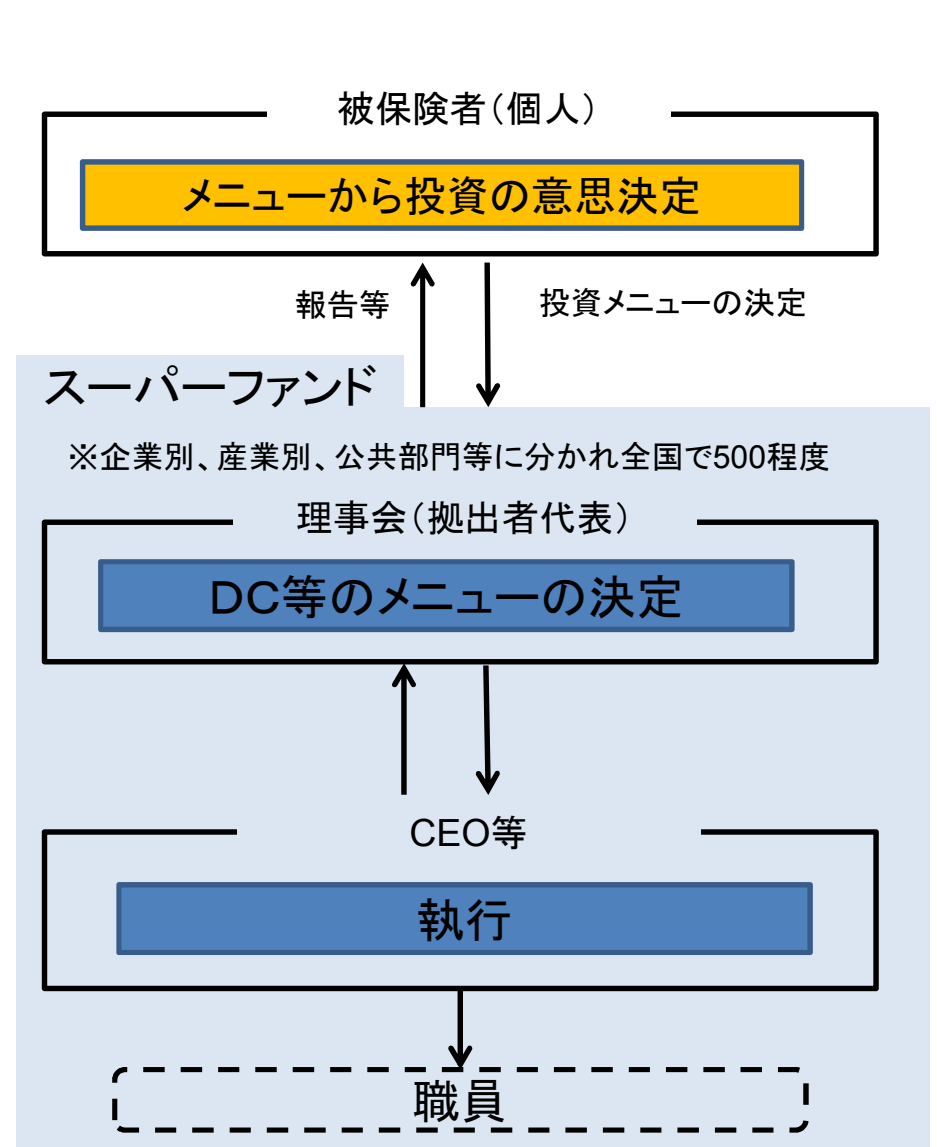
諸外国の年金基金(運用組織)のガバナンスについて

④諸外国の公的年金基金のガバナンス体制図

オランダ(ABP)



オーストラリア(スーパーファンド)



(参考)OECDの年金基金のガバナンスに関するガイドラインについて

「OECD GUIDELINES FOR PENSION FUND GOVERNANCE (2009年6月私的年金に関する作業部会にて採択)」より

「年金基金のガバナンスに関するOECDのガイドライン」では以下の11項目を要請

1. 責任の識別・・・監督と執行の責任を明確に識別かつ分離
2. 統治機関・・・年金基金に対する責任を有する統治機関の設置
3. 説明責任・・・統治機関はステークホルダーに対して説明責任を負う
4. 適合性・・・統治機関のメンバーは、年金基金のガバナンスにおける高度な信頼性、能力、経験を担保するため、適合性基準の対象となる。また、専門能力の維持・向上が求められる
5. 権限委譲と専門家の助言・・・統治機関は、内部スタッフ等に権限委譲が可能。統治機関に責任を全うするために必要な専門知識が欠けている場合は、専門家の助言を求める
6. 監査人・・・定期的な監査を実施するため、独立監査人を選任
7. 年金数理人・・・確定給付型年金については、然るべき組織または権限者が年金数理人を選任
8. カストディアン(資産管理機関)・・・外部カストディアンを選任した場合、年金資産とカストディアンの資産を分別管理されることを法的に担保する
9. リスクベースの内部統制・・・適切な内部統制の実施。統治機関による行動規範および利益相反に関する方針の策定
10. 報告・・・正確な情報伝達のための報告チャネルの確保
11. 情報開示・・・ステークホルダーに対する明瞭、正確、適時な情報開示

(参考) ISSA(国際社会保障協会)の社会保障基金の投資に関するガイドラインについて

※ ISSAは、社会保障制度を管掌する各国民間団体、政府機関などを会員とする国際機関で、国際労働機関の外局。

社会保障基金の投資全般に係るガイドラインであり(ISSA技術委員会において取りまとめ)、ガバナンス構造については、「B 投資ガバナンス構造」で3原則を挙げている(全体は33原則)。

B 投資ガバナンス構造

3. 諸組織とその責任… 投資の機能は、異なる組織又は機関によって担われる。ガバナンス過程を効果的にするためには、それぞれの組織の役割及び責任や相互の関係について、明確に定め周知される必要がある。
4. 受託者責任… 理事会等運営主体とその執行幹部は、社会保障機関の基金の管理・運用について、受託者責任を負う。
5. 社会保障機関のガバナンス構造と組織面での視点… 社会保障機関の投資構造と組織は、当該機関を設立した法令又は政府の行為、「良いガバナンスについてのISSAガイドライン(注:投資業務以外も含め社会保障機関一般のガバナンスについて定めたもの)」、本ガイドライン及び投資についてのベストプラクティスと整合的でなければならない。なお、投資機関は、社会保障全体を執行する機関でも、制度の基金を運用するため明確に作られた機関でもかまわない。

※ 本ガイドラインは、良い投資ガバナンスについて、社会保障機関の保有基金は、補足的な年金と共通の原則も多いが、投資目的に典型的かつしばしば重大な違いがあり、この違いを反映させたものとしている(主要な違いは、①給付ファイナンス、②投資規制、③目的や外部の制約条件、④公的・政治的責任に伴う報告義務)。

OECDガイドラインと比べたとき、記載が異なる点は、例えば、以下の通り。

- ・ 社会保障機関は、世代間公平を基礎とし、様々なステイクホルダーが負担するリスク量を管理する責任を持つことを推奨(ガイドライン3の推奨例)。
- ・ 運営主体(統治機関)は、責任を賦与された理事会のほか、政府の省庁、法定の主体、民間機関のいずれでもあり得るとし、その上で、投資判断とその実施について政治的影響から独立であるべきことを推奨(ガイドライン3の推奨例)。
- ・ 投資方法については、米国(ISSAの加盟国)の社会保障基金等のように、投資対象等の制限が可能であることが明記されている。「ガイドライン8「投資の制限」」